

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年10月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 売払物件の表示

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

	所 在 地	地積	最低落札価格
1	秋田市手形字山崎65ブロック6ロット	141m ²	10,420,000円
2	秋田市手形字山崎65ブロック12ロット	152m ²	10,883,000円
3	秋田市手形字山崎65ブロック14ロット	151m ²	11,159,000円
4	秋田市手形字山崎69ブロック4ロット	147m ²	10,525,000円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市役所本庁舎6階会議室6-A

(2) 入札 令和7年10月23日（木）午前11時

（入札申込受付は午前10時から午前10時50分まで）

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市手形字山崎44番地3 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者とした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

(1) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎65ブロック6ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時から午前10時5分まで

集合場所 現地

(2) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎65ブロック12ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時5分から午前10時10分まで

集合場所 現地

(3) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎65ブロック14ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時10分から午前10時15分まで

集合場所 現地

(4) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎69ブロック4ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時15分から午前10時20分まで

集合場所 現地